

令和6年度 第1回 鈴鹿市立中学校における部活動の地域移行に関する協議会

令和6年10月7日（月）15:30

市役所 12階 1204会議室

1 教育指導課長あいさつ

2 協議会の位置付け及び運営要領並びに協議会傍聴要領について

（資料1-1、1-2、1-3）

3 自己紹介（資料1-4）

4 報告事項

（1）鈴鹿市立中学校における部活動の地域移行に関する協議会の経緯について

（資料2-1）

（2）令和6年度 部活動の地域移行に向けた実証事業（モデル事業）日程について

（資料2-2）

（3）教員アンケート調査結果について（資料2-3）

5 協議事項

（1）令和8年度以降の休日の学校部活動の在り方について（資料3-1、3-2）

（2）令和8年度以降の部活動・休日の子どもの居場所について（資料3-3）

6 その他

第2回協議会について 2月下旬を予定（事務局から連絡）

鈴鹿市教育委員会意見聴取等のための会議に関する規程

平成 27 年 6 月 22 日教委訓令第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、鈴鹿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行政運営上必要な意見聴取、情報共有、連絡調整等のため、職員以外の同一の学識経験者、団体の代表、公募市民等の参集を継続して依頼し、それらの者のみで、又はそれらの者を交えて開催する会議（以下「会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の名称等)

第 2 条 会議の名称、開催の目的、構成員数及び所管課は、別表のとおりとする。

2 会議の名称は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関と誤認されることのないよう配慮しなければならない。

3 開催の目的は、調停、審査、審議又は調査のためのものと誤認されることのないよう配慮しなければならない。

4 構成員数は、その開催の目的等に応じ、必要最小限の数とする。

(身分)

第 3 条 会議の構成員（本市の職員を除く。）は、本市の職員の身分を有しない。

(謝礼等)

第 4 条 会議の出席者（以下「出席者」という。）に対する役務の対価及び実費弁償として、予算の範囲内で謝礼及び市外から会議に出席するために要した旅費相当額を支給することができる。

2 前項の謝礼の額は、鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 24 年鈴鹿市条例第 58 号）第 2 条に規定する報酬の額、出席者の役割等を勘案して、適正な額とする。

(会議)

第 5 条 会議への出席は、教育委員会が依頼する。

2 会議の進行は、所管課の職員又は会議の座長として出席者のうちから互選された者が行うものとする。

3 会議は、出席者の個別意見の聴取又は出席者との情報共有、連絡調整等を行うことを目的として、進行しなければならない。

4 会議は、必要に応じて、分科会、小会議等を開催することができる。

(その他)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 22 日教委訓令第 3 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 7 日教委訓令第 1 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

会議等の名称	開催の目的	構成員数	所管課
金生水沼沢植物群落保護増殖事業推進検討会議	金生水沼沢植物群落の保護増殖及び活用の推進を図るための意見聴取を行う。	8人以内	文化スポーツ部文化財課
鈴鹿市文化財保存活用地域計画協議会	鈴鹿市文化財保存活用地域計画の作成及び計画の運用等に係る意見聴取を行う。	12人以内	文化スポーツ部文化財課
国史跡伊勢国府跡調査指導会議	国史跡伊勢国府跡の調査実施のための意見聴取を行う。	6人以内	文化スポーツ部文化財課
学校問題解決支援委員会	学校、幼稚園及び教育委員会に寄せられる不当な要求等の対応について、専門的な見地から問題を解決するための意見聴取を行う。	5人以内	教育委員会事務局教育支援課
鈴鹿市立中学校における部活動の地域移行に関する協議会	中学校における部活動の円滑な地域移行を推進するための意見聴取を行う。	12人以内	教育委員会事務局教育指導課

鈴鹿市立中学校における部活動の地域移行に関する協議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鈴鹿市教育委員会意見聴取等のための会議に関する規程（平成27年教委訓令第7号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、鈴鹿市立中学校における部活動の地域移行に関する協議会（以下「協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(意見聴取する事項)

第2条 協議会において意見聴取する事項は、次のとおりとする。

- (1) 部活動の地域移行に係る仕組みづくりに関すること。
- (2) 地域クラブ活動の適正な運営方法等に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、目的達成に必要と認められる事項。

(開催期間)

第3条 会議の開催期間は、部活動の地域移行の計画期間が終了するまでの日とする。

(協議会の構成員)

第4条 構成員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) NPO法人鈴鹿市スポーツ協会の代表者
- (3) 鈴鹿市中学校長会の代表者
- (4) 鈴鹿市中学校体育連盟の代表者
- (5) 三重県吹奏楽連盟中学校の部における鈴鹿市の代表者
- (6) 教職員の代表者
- (7) 鈴鹿市PTA連合会の代表者
- (8) 地域産業団体の代表者
- (9) 地域スポーツ・文化芸術団体の代表者
- (10) 上記に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(協議会)

第5条 協議会は教育委員会が招集し、会議を進行する。

(協議会の公開)

第6条 協議会は公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるときは、この限りでない。

(会議録の公開)

第7条 教育委員会は、協議会の終了後、遅滞なく会議結果の要点録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書きの規定により非公開とされた協議会の内容については、この限りではない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育指導課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年6月20日から施行する。

鈴鹿市立中学校における部活動の地域移行に関する協議会傍聴要領

1 傍聴の手続

協議会を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）は、協議会開始予定時刻の30分前から10分前までに、受付で傍聴券の交付を受け、職員の指示に従って会場に入室します。

2 傍聴の定員

傍聴席は、5席とします。ただし、定員を超えて傍聴希望者がいる場合は、抽選により傍聴者を決定します。

3 傍聴席に入ることができない者

次に該当する者は、傍聴席に入ることができません。

- (1) 銃器その他危険なものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、旗の類を所持している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を所持している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

4 傍聴者の守るべき事項

すべての傍聴者は、次の事項を十分理解した上で、傍聴しなければなりません。

- (1) 一切の発言はできません。
- (2) みだりに傍聴席を離れないでください。
- (3) 途中入場は認めません。
- (4) 会議開催中は静粛に傍聴し、拍手その他の方法による公然とした可否の表明はできません。
- (5) 飲食又は喫煙はできません。
- (6) 写真、ビデオ等の撮影又は録音はできません。ただし、特に教育委員会の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (7) 携帯電話、モバイル端末等の使用はできません。ただし、特に教育委員会の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (8) その他会議の公正、円滑な運営に支障となる行為はできません。
- (9) 前各号に定めるもののほか、すべて職員の指示に従うものとします。

5 傍聴者の退室

傍聴者は、教育委員会が会議の進行に支障があると判断した場合又は傍聴者がこの要領に定める事項に従わない場合で、教育委員会から退室の指示があったときは、直ちに退室しなければなりません。

6 その他

この要領に定めるもののほか、協議会の傍聴に関し必要な事項は、教育委員会が協議会に諮って定めるものとし、傍聴者はそれに従うものとします。

附 則

この要領は、令和5年6月20日から施行する。

鈴鹿市立中学校における部活動の地域移行に関する協議会 委員名簿

区分	名前	所属・職名
学識経験者	加納 岳拓	三重大学 教育学部 准教授
鈴鹿市スポーツ協会の 代表者	北畑 達也	NPO法人 鈴鹿市スポーツ協会代表理事
鈴鹿市中学校校長会の 代表者	羽山 哉美	鈴鹿市立鼓ヶ浦中学校長
鈴鹿市中学校体育連盟の 代表者	岡村 幸則	鈴鹿市立天栄中学校長
三重県吹奏楽連盟中学校の 部における鈴鹿市の代表者	横山 香	鈴鹿市立白鳥中学校教諭
教職員の代表者	小林 勇太	鈴鹿市立平田野中学校教諭
鈴鹿市PTA連合会の 代表者	村田多恵子	鈴鹿市PTA連合会会長
地域産業団体の代表者	菱川 弘二 遠藤 哲也	本田技研工業株式会社
地域スポーツ・ 文化芸術団体の代表者	杉本 直哉	鈴鹿市スポーツ推進委員 協議会会長

鈴鹿市立中学校における部活動の地域移行に関する協議会の経緯

		協議事項	報告事項
令和5年度	第1回	1. 本市における学校部活動の地域移行の推進について ア 鈴鹿市の学校部活動の現状 イ 学校部活動を地域移行していく上での課題 2. モデル事業について	・意見聴取等のための会議規程 ・協議会運営要領 ・協議会傍聴要領 ・協議会委員名簿 ・地域移行に係る国及び県の動向
	第2回	1. 地域移行のモデル事業について ア 今後のソフトテニスにおける地域移行モデル事業 イ 令和6年度の地域移行モデル事業 2. 地域移行に係る教職員向け周知方法及びロードマップについて	・ソフトテニスモデル事業実施案内、概要 ・ソフトテニスモデル事業に関するアンケート調査内容 ・柔道における地域連携 (合同部活動)
	第3回	1. 令和6年度モデル事業について 2. 令和6年度モデル事業に係る課題について	・ソフトテニスモデル事業のアンケート調査結果（選択式、記述式）
令和6年度	第1回	1. 令和8年度以降の休日の学校部活動の在り方について 2. 令和8年度以降部活動・休日の子どもの居場所について	・協議会の経緯 ・令和6年度モデル事業日程 ・教員アンケート調査結果

※協議内容の詳細につきましては、鈴鹿市ホームページ内、鈴鹿市立中学校における部活動の地域移行に関する協議会、会議録を御覧ください。

令和 6 年度 部活動の地域移行に向けた実証事業(モデル事業) 日程

			ソフトテニス	卓球	ハンドボール	ソフトボール
運営団体			市ソフトテニス連盟	市卓球協会	三重花菖蒲スポーツクラブ	市ソフトボール協会
指導者			ヨシザワ選手 連盟指導者	協会指導者	バイオレットアイリス選手	鈴鹿ルチアーノ
場所			(株)ヨシザワ、鈴鹿高専 市営(AGF)コート 鈴鹿の杜(ガーデン)コート	平田野中体育館	中学校体育館 AGF体育館	天栄中グランド
	日	曜日	ソフトテニス	卓球	ハンドボール	ソフトボール
10月	5	土				
	6	日				
	12	土				
	13	日				
	19	土		平田野中	白子中	
	20	日				天栄中
	26	土	鈴鹿の杜(ガーデン)コート			
	27	日				
11月	2	土				
	3	日				
	4	月				
	9	土	市営(AGFコート)		天栄中	天栄中
	10	日				
	16	土				
	17	日				
	23	土				
	24	日				
	30	土		平田野中		
12月	1	日				
	7	土	鈴鹿高専(初中級) ヨシザワ(上級)		大木中	
	8	日				
	14	土				
	15	日				
	21	土		平田野中		天栄中
	22	日				
	28	土				
	29	日				
1月	4	土				
	5	日				
	11	土		平田野中		天栄中
	12	日	鈴鹿高専(初中級) ヨシザワ(上級)			
	18	土				
	19	日				
	25	土				
26	日					
2月	1	土			AGF体育館	
	2	日				
	8	土		平田野中		天栄中
	9	日				
	15	土				
	16	日				
	22	土				
	23	日				
参加生徒数			64	14	15	12

【実施中止種目】 陸上競技 バドミントン 剣道 合唱

教員アンケート調査結果

No.	学校名	提出数	報酬あれば考える	報酬あっても考えない	ボランティアとして考える
1	鈴鹿市立 A 中学校	25	5	12	5
2	鈴鹿市立 B 中学校	22	10	10	1
3	鈴鹿市立 C 中学校	51	17	27	3
4	鈴鹿市立 D 中学校	18	9	7	1
5	鈴鹿市立 E 中学校	35	13	19	0
6	鈴鹿市立 F 中学校	57	17	34	5
7	鈴鹿市立 G 中学校	29	12	12	1
8	鈴鹿市立 H 中学校	20	8	9	1
9	鈴鹿市立 I 中学校	21	7	12	1
10	鈴鹿市立 J 中学校	42	9	25	4
小計		320	107	167	22
割合			33.4	52.2	6.9

令和8年度以降の休日の学校部活動の在り方について

資料3-1

1 中体連の動向

教員負担軽減

令和6年6月8日(土)
日本中学校体育連盟
令和9年度から全国中学校体育大会
・9競技廃止 ・他競技も規模縮小

2027年度以降の 全国中学校体育大会実施競技

継 続

◆陸上 ◆バスケットボール
◆サッカー ◆バレーボール
◆軟式野球 ◆ソフトテニス
◆卓球 ◆バドミントン ◆柔道
◆剣道 ◆ソフトボール(女子)

除 外

◆水泳 ◆ハンドボール
◆体操 ◆新体操
◆ソフトボール(男子)
◆相撲 ◆スケート
◆アイスホッケー
◆スキー(30年度以降)

2 本市の学校部活動(運動部)加入率

	①令和4年度	②令和5年度	③令和6年度	比(③-①)
生徒数	5,190人	5,157人	4,998人	▲192人
加入数	3,366人	3,251人	3,054人	▲312人
加入率	64.9%	63.0%	61.1%	▲3.8%

【学校部活動の現状】

- ①少子化の影響、任意加入制導入
⇒加入数及び加入率減少
- ②要望の多様化
⇒学校外活動参加率増加
- ③中途退部者
⇒時間制約、体力課題、人間関係

令和8年度以降の休日の学校部活動の在り方について

資料3-2

1 部活動地域移行の目的

地域の子どもは地域で育てる

多様な主体による活動場所の提供

2 地域スポーツ・文化活動の効果

地域活性化、地域振興

子どもの居場所確保

異世代間交流

人間関係の親密化

3 モデル事業による検証

年度	種目
令和6年度 (8種目) ※4種目は開催中止	陸上競技、ハンドボール 剣道、合唱、卓球 バドミントン、ソフトボール ソフトテニス
令和7年度 (13種目)	野球、バレーボール 吹奏楽、サッカー バスケットボール ※令和6年度の8種目は継続して実施

4 新たな地域スポーツ・文化活動の創設に向けて

必要条件

運営主体

指導者

会場

移行可否

(例)ソフトテニス

運営主体	ソフトテニス連盟
指導者	連盟、企業
会場	公共施設、企業、学校

運営主体の募集・委託

5 令和8年10月

①休日の学校部活動の廃止

②新たな地域スポーツ・文化活動の開始
(移行可能種目)

今年度周知活動

10月・11月:小中教職員(今後のスケジュール・モデル事業募集概要)、校長会報告、小学校6年保護者(文書・説明会)
1月:新入生説明会 2月:R7モデル事業募集



スポーツ活動

文化活動・芸術活動

生徒が選択（生徒の意向重視）



平日

【運営】中学校 【活動場所】中学校

部活動

指導者：教員・部活動指導員等

各学校に設置されている部活動



休日

NEW

【運営】多様な主体 【活動場所】多様な活動場所

スポーツクラブ活動

指導者：地域指導者

スポーツ少年団（小・中学生）

総合型クラブ

クラブチーム

競技団体主催イベント

スポーツ教室

文化クラブ活動

指導者：地域指導者

文化・芸術団体活動

文化・芸術教室

各種団体主催イベント

地域行事・地域活動

主催者：地域住民等

地域クラブ活動

地域行事
（運動会・祭事等）

ボランティア活動

【中体連の大会参加】：三重県中学校体育連盟が認めた「地域スポーツ団体」が参加可能